

阪神電気鉄道株式会社

「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・ 政府想定を踏まえ、可能な限り鉄道事業を継続するために必要な対応を実施する。
- ・ 新型インフルエンザの発症状況に応じ、あらかじめ計画した業務（鉄道運行等）の実施に必要となる要員の確保に努める。

(2) 感染対策の検討・実施

- ・ 発生段階別の対策項目に従い、感染対策を実施する。
- ・ 職場における感染対策を実施する。
- ・ 駅構内への掲示等による啓蒙活動や咳エチケット広報等、お客様に対する呼びかけに努める。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- ・ 政府対策本部、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、新型インフルエンザ等に対する対応を協議するため、新型インフルエンザ対策会議[鉄道]を設置する。

(2) 関係機関との連携

- ・ 平時から新型インフルエンザ等対策の実施に当たり連携が必要となる関係機関と発生時における連携等について協議する。

3. その他

(1) 教育・訓練

- ・ 新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策（咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等）等の社員への周知と教育に努めるものとする。
- ・ 新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるよう、訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。

(2) 計画の見直し

- ・ 訓練を踏まえた計画の見直し及び国等が提供する情報による見直し等、適宜この計画の内容につき検討を加え、必要があると認められる場合には変更するものとする。

以上